

甲 第 100 号 議 案

岡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

岡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第4条—第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の範囲）

第2条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないこ

とが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

（基本方針）

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な

退居のための必要な援助に努めなければならない。

- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

- 第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

- 第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

- 第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

- 3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

- 第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(3) 第31条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

- 2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。
- 3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。
 - (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下
 - (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下
- 4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。
 - (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下
 - (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下
- 5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（設備の基準）

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

- 2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
- 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(1) 共用室

(2) 相談室

(3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの

内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

- 2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

（入居申込者に対する説明、契約等）

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、1年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき市が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等市の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的

方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはなら

ない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等市の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居室使用料

(3) 共益費

(4) 光熱水費

(5) 日用品費

(6) 基本サービス費

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とする。

(2) 居室使用料

ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

(3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

(4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

(5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

(6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が1つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、

又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合は、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、その旨を市長に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、市長の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市長からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合

は、速やかに市長、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第12条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

提案理由

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 101 号 議 案

岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項及び第16条並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 102 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第9
6号）の一部を次のように改正する。

第46条第8号中「次のイからクまでの」を「次に掲げる」に改め、同号アを次のよう
に改める。

ア 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定
する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9
号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室
等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正）

2 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定
める条例（平成26年市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に、「第46条第8号イからクまで」を「第46条第8号」に改める。

第13条第1項の表第46条第8号アの項を次のように改める。

第46条第8号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物
----------	--	---------------------------------------

（岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

3 岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条の表第46条第8号の項を削り，同表第46条第8号アの項を次のように改める。

第46条第8号ア	建物	建物及び幼稚園
----------	----	---------

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の一部改正に伴い，児童福祉施設等の設備の基準を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 103 号 議 案

岡山市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立保育所条例の一部を改正する条例

岡山市立保育所条例（昭和 39 年市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表岡山市番町保育園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市番町保育園を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 104 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3無料自転車等駐車場の表築港栄町東バス停自転車駐車場の項の次に次のように加える。

築港新町バス停自転車駐車場	岡山市南区築港新町
---------------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

築港新町バス停自転車駐車場を無料自転車等駐車場として設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 105 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」を「当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該額と次の各号に掲げる同項に規定する他の建築物の区分に応じ当該各号に定める額を合算した額）」に改め、同条第3項中「区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」を「当該変更に係る建築物の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額（当該変更に係る建築物が複数の場合にあつては、当該変更に係る建築物ごとの当該建築物の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を合算した額）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画に複数の建築物に関する事項が記載されている場合における当該計画の認定等の申請に対する審査手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 106 号 議 案

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例

岡山市営住宅条例（平成9年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第20条第1項中「（畳の表替え，破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓，点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「は，入居者が負担しなければならないものとして市長が定めたものを除いて」に改め，同条第3項中「により第1項に掲げる」を「によって市営住宅及び共同施設の」に，「同項」を「第1項」に改める。

第21条第4号中「規定する」を「おいて市が負担することとされている」に改める。

第42条第3項中「支払い」を「支払」に，「年5分の割合」を「法定利率」に改め，同条第4項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に到来した納期限に係る改正前の第17条の2第1項に規定する遅延利息並びに改正前の第42条第3項及び第4項に規定する利息については，なお従前の例による。

提案理由

民法の一部改正に伴い、遅延利息の割合を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 107 号 議 案

岡山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

岡山市特定公共賃貸住宅条例（平成8年市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第14条中「（畳の表替え，破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓，点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「は，入居者が負担しなければならないものとして市長が定めたものを除いて」に改める。

第15条に次の1号を加える。

（4）前条において市が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に到来した納期限に係る改正前の第11条の2第1項に規定する遅延利息については，なお従前の例による。

提案理由

民法の一部改正に伴い，遅延利息の割合を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 108 号 議 案

岡山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市下水道条例の一部を改正する条例

岡山市下水道条例（昭和62年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第5号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第5条の3第5号オ中「エ」を「オ」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定に伴い、排水設備指定工事店の指定の基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 109 号 議 案

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

令和元年11月29日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例（昭和39年市条例第54号）の一
部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（任用等）」に改め，同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 岡山市に居住する年齢18年以上の者であること。
- (2) 志操堅固で，かつ，身体強健であること。

第3条に次の2項を加える。

- 3 団長，副団長，分団長，副分団長，部長及び班長（以下「団長等」という。）の役員
としての任期は，2年とする。ただし，団長等が欠けた場合における補欠の団長等の役
員としての任期は，前任者の残任期間とする。

- 4 団長等は，再任されることができる。

第8条の2第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 分団長，副分団長及び部長 年齢67年
- (3) 班長及び団員 年齢65年

第8条の2第2項中「団員」の次に「（団長及び副団長を除く。）」を，「ときは」の
次に「，第3条第3項の規定にかかわらず」を加え，同条に次の1項を加える。

- 3 団長及び副団長は，定年に達したときは，定年に達した日以後における最初の3月3

1 日又はその任期の満了する日のいずれか遅い日に退職する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日以後に改正前の第8条の2第1項に規定する定年に達した団員については、改正後の第8条の2の規定を適用する。

提案理由

消防団員の任用時における年齢の上限の撤廃，分団長等の定年年齢の引上げ等を行うため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 147 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年12月5日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

別表第3医療職給料表ア医療職給料表(1)の表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
	18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
	19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
	20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
	21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
	22	323,800	397,200	450,300	515,700	
	23	327,300	399,700	452,600	517,600	
	24	330,600	401,800	454,900	519,500	
	25	334,100	403,800	456,900	521,200	
	26	336,800	406,100	459,200	523,000	
	27	339,400	408,300	461,400	524,800	
	28	342,000	410,600	463,700	526,600	
	29	344,800	412,900	465,800	528,200	
	30	346,700	415,000	468,100	530,000	
	31	348,900	417,000	470,400	531,800	
	32	351,300	419,100	472,600	533,600	
	33	353,500	421,000	474,600	535,200	
	34	355,800	422,800	476,700	537,000	
	35	357,900	424,600	478,800	538,700	
	36	360,200	426,600	480,900	540,500	
	37	362,400	428,500	483,000	542,100	
	38	364,800	430,500	484,800	543,700	
	39	367,000	432,400	486,600	545,100	
	40	369,000	434,400	488,400	546,700	
	41	371,300	436,200	490,100	548,200	
	42	372,500	438,000	491,900	549,600	
	43	373,900	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	
	48	380,600	448,600	502,400	556,500	
	49	381,700	450,400	504,000	557,500	
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	
	51	383,700	453,900	506,600	559,300	
	52	384,500	455,700	507,900	560,200	
	53	385,400	457,600	508,900	561,000	
	54	386,300	458,800	510,200	561,900	
	55	387,000	460,000	511,500	562,800	
	56	387,900	461,200	512,800	563,700	
	57	388,600	462,400	513,800	564,600	
	58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400		

	60	391,100	465,400	516,200	567,100	
	61	391,600	466,200	517,100	568,000	
	62	392,100	466,900	517,900	568,900	
	63	392,500	467,600	518,800	569,800	
	64	393,000	468,300	519,600	570,700	
	65	393,300	469,000	520,500	571,600	
	66		469,700	521,400		
	67		470,400	522,100		
	68		471,000	523,000		
	69		471,300	523,900		
	70		472,000	524,700		
	71		472,700	525,600		
	72		473,400	526,500		
	73		473,800	527,300		
	74		474,400	528,200		
	75		475,100	529,100		
	76		475,800	529,800		
	77		476,200	530,600		
	78		476,800	531,500		
	79		477,400	532,400		
	80		477,900	533,300		
	81		478,500	534,100		
	82		479,000	535,000		
	83		479,500	535,900		
	84		480,000	536,800		
	85		480,400	537,600		
	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

第2条 岡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

別表第1行政職給料表備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
1級33号給	197,700
1級29号給	188,300
1級21号給	172,000
1級17号給	165,200
1級13号給	159,900
1級9号給	154,500
1級5号給	149,100

別表第2教育職給料表ア教育職給料表(1)備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級13号給	219,900
2級1号給	200,400
1級21号給	197,000
1級9号給	170,300

別表第2教育職給料表イ教育職給料表(2)備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級25号給	215,900
2級13号給	196,200
2級1号給	168,800
1級21号給	192,900
1級9号給	166,600

別表第2教育職給料表ウ保育幼児教育職給料表備考2中「エ」を「オ」に改め、同備考の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
1級29号給	192,700
1級17号給	165,700

別表第3医療職給料表イ医療職給料表(2)備考2中「カ」を「キ」に改め、同備考の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級19号給	213,200
2級7号給	195,000
1級23号給	185,300
1級19号給	178,800
1級15号給	171,300
1級11号給	164,300
1級7号給	157,600

別表第3医療職給料表ウ医療職給料表(3)備考2中「キ」を「ク」に改め、同備考の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級9号給	205,600
2級5号給	197,700
2級1号給	189,400
1級1号給	161,700

(市長、副市長等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長、副市長等の給与に関する条例(昭和26年市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第4条 市長、副市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第6条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第19条第2項第1号の規定は、令和元年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の市長、副市長等の給与に関する条例(以下「改正後の市長等の給与条例」という。)及び第5条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員の議員報酬等条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(経過措置等)

- 4 特定管理職員に関する改正後の給与条例第19条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、令和元年12月1日から令和2年3月31日までの間は、同項第1号中「100分の97.5(特定管理職員にあつては、100分の117.5)」とあるのは「100分の97.5」と、同項第2号中「100分の45(特定管理職員にあつては、100分の55)」とあるのは「100分の45」とする。
- 5 特定管理職員に関する第2条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例第19条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3

年3月31日までの間は、同項第1号中「100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）」とあるのは「100分の95」と、同項第2号中「100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）」とあるのは「100分の45」とする。

- 6 改正後の給与条例，改正後の市長等の給与条例及び改正後の議員の議員報酬等条例（以下「改正後の3条例」という。）の規定を適用する場合には，第1条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例，第3条の規定による改正前の市長，副市長等の給与に関する条例及び第5条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び議員の期末手当は，改正後の3条例の規定による給与及び議員の期末手当の内払とみなす。

（委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

提案理由

人事委員会勧告に伴い，職員の給与改定を実施する等のため，関係条例の一部を改正しようとするものである。